

介護老人福祉施設 愛光園 料金表

1 施設サービス費 (多床室) (31日)			
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
17,267	19,375	21,545	23,653
+			
① 日常生活継続加算	1,116		
② 看護体制加算 (I) (II)	372		
③ 夜間職員配置加算 (I)	403		
④ 栄養マネジメント加算	434		
⑤ 精神科医師定期的療養指導	155		
×			
介護職員処遇改善加算 8.3%			
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
1,639	1,813	1,994	2,169
+			
合計サービス単価数			
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
21,386	23,668	26,019	28,302
2 食費			
基準費用額	第1段階	第2段階	
42,780円 (1,380円)	9,300円 (300円)	12,090円 (390円)	

3 居住費			
基準費用額	第1段階	第2段階	
26,040円 (840円)	0円 (0円)	11,470円 (370円)	

4 手数料			
金銭預かり代 【 500円 】			

月 額 料 金 (1 + 2 + 3 + 4)			
第1段階 (老齢年金受給者もしくは、生活保護受給者で世帯全員が市町村民税非課税)			
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
31,186	33,468	35,819	38,102

第2段階 (世帯全員が市町村民税非課税で合計所得が80万円以下)			
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
45,446	47,728	50,079	52,362

第3段階 (世帯全員が市町村民税非課税で合計所得が80万円超266万円以下)			
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
53,506	55,788	58,139	60,422

第4段階 (住民税課税世帯)			
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4

90,706	92,988	95,339	97,622
--------	--------	--------	--------

※料金は、31日換算の金額です。

※施設サービス費については、小数点処理の都合上、実際の請求額と料金表とで異なる場合（1円～5円の誤差）があります。

※食費、居住費の（ ）の金額は、1日当たりの金額です。

※下記の加算が必要な方には、利用料金に加算されます。

- ・配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間の場合 650（1回）
（入所者の急変時、診察に対しての加算） 深夜の場合 1300（1回）
- ・経口移行加算 28（1日）必要な方
- ・経口維持加算（Ⅰ） 400（1月）必要な方
- ・経口維持加算（Ⅱ） 100（1月）必要な方
- ・療養食加算 6（1食）必要な方
- ・看取り介護加算（Ⅰ） 144（死亡日4日以上30日未満）
680（死亡日の前日及び前々日）
1280（死亡日）
- ・看取り介護加算（Ⅱ） 144（死亡日4日以上30日未満）
780（死亡日の前日及び前々日）
1580（死亡日）
- ・排せつ支援加算 100（月）必要な方
- ・褥瘡マネジメント加算 10（月）必要な方、3月を1回を限度として
- ・低栄養リスク改善加算 300（月）必要な方、6月を1回を限度として
- ・再入園時栄養連携加算 400（1回限り）必要な方

平成30年4月改定

要介護5
25,699
要介護5
2,338
要介護5
30,517
第3段階
20,150円 (650円)

第3段階
11,470円 (370円)

要介護5
40,317

要介護5
54,577

要介護5
62,637

要介護5

99,837

介護老人福祉施設 愛光園 料金表

平成30年4月改定

1 施設サービス費 (従来型個室) (31日)				
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
17,267	19,375	21,545	23,653	
+				
① 日常生活継続加算	1,116			
② 看護体制加算 (I) (II)	372			
③ 夜間職員配置加算 (I)	403			
④ 栄養マネジメント加算	434			
⑤ 精神科医師定期的療養指導	155			
⑥ 療養食加算	558 (必要な方のみ)			
×				
介護職員処遇改善加算 8.3%				
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1,639	1,813	1,994	2,169	
+				
合計サービス単価数				
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
21,386	23,668	26,019	28,302	

2 食費			
基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階
42,780円	9,300円	12,090円	20,150円

(1,380円)	(300円)	(390円)	(650円)
----------	--------	--------	--------

3 居住費			
基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階
35,650円 (1,150円)	9,920円 (320円)	13,020円 (420円)	25,420円 (820円)

4 手数料			
金銭預かり代 【 500円 】			

月 額 料 金				
第1段階 (老齢年金受給者もしくは、生活保護受給者で世帯全員が市町村民税非課税)				
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
41,106	43,388	45,739	48,022	

第2段階 (世帯全員が市町村民税非課税で合計所得が80万円以下)				
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
46,996	49,278	51,629	53,912	

第3段階 (世帯全員が市町村民税非課税で合計所得が80万円超266万円以下)				
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
67,456	69,738	72,089	74,372	

第4段階 (住民税課税世帯)				
-----------------------	--	--	--	--

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
100,316	102,598	104,949	107,232	

※料金は、31日換算の金額です。

※施設サービス費については、小数点処理の都合上、実際の請求額と料金表とで異なる場合（1円～5円の誤差）があります。

※食費、居住費の（ ）の金額は、1日当たりの金額です。

※下記の加算が必要な方には、利用料金に加算されます。

- ・配置医師緊急時対応加算

早朝・夜間の場合	650 (1回)
(入所者の急変時、診察に対しての加算) 深夜の場合	1300 (1回)
- ・経口移行加算 28 (1日) 必要な方
- ・経口維持加算 (I) 400 (1月) 必要な方
- ・経口維持加算 (II) 100 (1月) 必要な方
- ・療養食加算 6 (1食) 必要な方
- ・看取り介護加算 (I)

144 (死亡日4日以上30日未満)
680 (死亡日の前日及び前々日)
1280 (死亡日)
- ・看取り介護加算 (II)

144 (死亡日4日以上30日未満)
780 (死亡日の前日及び前々日)
1580 (死亡日)
- ・排せつ支援加算 100 (月) 必要な方
- ・褥瘡マネジメント加算 10 (月) 必要な方、3月を1回を限度として
- ・低栄養リスク改善加算 300 (月) 必要な方、6月を1回を限度として
- ・再入園時栄養連携加算 400 (1回限り) 必要な方

25,699
2,338
30,517

50,237

56,127

76,587

109,447